



一緒に活動しませんか 食生活改善推進員・健康づくり推進員

ID 1004454

問 健康増進課
☎(626)1126

本市では、すべての市民が、住み慣れた地域社会の中で、生涯にわたって健やかに暮らすことができるよう、その地域での健康づくり活動推進の中心的な担い手となる「食生活改善推進員」「健康づくり推進員」を募集しています。

■推進員の活動内容を知ろう

- ▼食生活改善推進員 「私達の健康は、私達の手で」をスローガンに、食生活改善のために地域に根付いた活動を行う、全国組織のボランティア団体です。市食生活改善推進員協議会では、地域での調理実習の開催やイベント時におけるヘルシーメニューの試食提供など、食に関するさまざまな取り組みを行っています。
- ▼健康づくり推進員 運動・栄養・休養のバランスのとれた生活習慣を自ら実践するとともに、健康づくりを身近な地域の中に広めていく活動を行う、市が設置するボランティアです。

■推進員になるには

本市が開催する「健康づくりボランティア養成講座」を受講し、全課程を修了した人が推進員として活動しています。

養成講座は、4日間で1コースです。年間3コースの養成講座を実施していますので、ぜひ、推進員になって一緒に活動しましょう。



＼参加しよう／

健康づくりボランティア

養成講座

ID 1004457

- ▼日時 6月4・11・18・25日、午前10時～午後4時。
- ▼会場 保健所（竹林町）。
- ▼対象 健康づくりに関心があり、住んでいる地域で、食生活改善推進員・健康づくり推進員としてボランティア活動ができる人。
- ▼定員 先着25人。
- ▼費用 実費（食材費）、600円（食生活改善推進員年会費）。
- ▼申込期限 5月17日。
- ▼申込方法 市HPの申し込みフォームに必要事項を入力するか、電話で、健康増進課へ。



▲市HP



ご存じですか あなたのまちの民生委員・児童委員

ID 1035817

問 保健福祉総務課
☎(632)2919

地域の身近な相談相手として必要な支援を行うのが、「民生委員・児童委員」です。誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、さまざまな活動をしている「民生委員・児童委員」について知り、活動へのご理解をいただくとともに、生活での困りごとがあったときには、地域の民生委員・児童委員にご相談ください。

■民生委員とは

厚生労働大臣から委嘱を受け、地域の生活困窮者・障がい者・高齢者に関する生活や福祉全般に関する問題について、住民から相談を受けるとともに、関係機関・専門機関を紹介するなど、地域の福祉増進に努めています。また、「児童委員」も兼ねており、妊産婦・児童に関わる問題についての相談も応じ、支援しています。

民生委員・児童委員には守秘義務があり、相談した人の秘密は守られます。なお、「市担当民生委員・児童委員証」を携帯していますので、訪問を受けた際は提示を求めてください。

- ▼担当の民生委員・児童委員 本市では、39地区の連合自治会ごとに、民生委員・児童委員がいます。

お住まいの地域の民生委員・児童委員について、詳しくは、保健福祉総務課へお問い合わせください。

こんなことで相談したいことはありませんか

■高齢者に関すること

- ▼独り暮らしで不安なこと。
- ▼介護。



■障がい児・者に関すること

- ▼外出時の支援。
- ▼障がい者手帳の交付。



■子どもに関すること

- ▼妊娠・子育て。
- ▼いじめ。
- ▼虐待。



■その他、福祉に関すること

- ▼健康・医療。
- ▼福祉サービス。
- ▼生活保護。



トピック TOPIC

民生委員・児童委員の日

全国民生委員児童委員連合会は、5月12日を「民生委員・児童委員の日」、5月12～18日を活動強化週間としています。

市民生委員児童委員協議会では、独り暮らし高齢者の見守りや民生委員活動のPRを行うなど、さまざまな取り組みを行っています。